



厚生労働省発老 0115 第 1 号
令和 6 年 1 月 15 日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
武見 敬三

諮 問 書

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正について)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 72 条の 2 第 3 項、第 74 条第 4 項、第 78 条の 2 の 2 第 3 項、第 78 条の 4 第 4 項、第 81 条第 4 項、第 88 条第 4 項、第 97 条第 5 項、第 111 条第 5 項、第 115 条の 2 の 2 第 3 項、第 115 条の 4 第 4 項、第 115 条の 12 の 2 第 3 項、第 115 条の 14 第 4 項及び第 115 条の 24 第 4 項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。